

○国土交通省告示第三百六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

- 指定する地域
- 一 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき
関東運輸局長が定める営業区域の「県南東部交通圏」及び「県北交通圏（茨城県）」
 - 二 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「砺波市B、南砺市」
 - 三 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「東三河南部交通圏」及び「浜松交通圏」
 - 四 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「河南交通圏」、「生駒交通圏」及び「中部交通圏（奈良県）」
 - 五 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「尾道市」及び「倉吉交通圏」

期

間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで